◇**印紙税法施行令の一部を改正する政令**（政令第一四一号）（財務省）

1　預貯金通帳等に係る申告及び納付等の特例について、その適用を受ける必要がなくなった場合の手続を定めることとした。（第一二条関係）

2　この政令は、平成三〇年四月一日から施行することとした。

◇**国税通則法施行令の一部を改正する政令**（政令第一四二号）（財務省）

1　延滞税の免除ができる対象に、差し押さえた不動産（換価執行決定がされたものに限る。）の売却代金につき交付を受けた金銭を当該差押えに係る国税に充てた場合において、当該換価執行決定をした行政機関等が当該売却代金を受領した日の翌日からその充てた日までの期間を加えることとした。（第二六条の二関係）

2　申告をした後に減額更正がされ、その後更に増額更正又は修正申告があった場合における利子税の額の計算の基礎となる期間の特例について、納付すべき税額を増加させる更正に類する更正等を定めることとした。（第二六条の三関係）

3　この政令は、一部の規定を除き、平成三〇年四月一日から施行することとした。

◇**国税徴収法施行令の一部を改正する政令**（政令第一四三号）（財務省）

1　国税の滞納処分による差押えが禁止される社会保険制度に基づく退職手当等の対象に、存続組合から支給される特例一時金（特例退職共済年金、特例退職年金、特例減額退職年金、特例通算退職年金又は特例老齢農林年金に係るものに限る。）を加えることとした。（第三五条関係）

2　換価執行決定に係る告知があった場合における換価同意行政機関等が交付を受けている滞納処分関係書類の換価執行税務署長への引渡し等を定めることとした。（第四二条の二関係）

3　換価執行決定の取消しとなる差押えの解除の対象となる差押えの範囲等を定めることとした。（第四二条の三関係）

4　換価の続行があった場合における特定参加差押不動産につき換価執行決定の取消し前に交付を受けた交付要求書等に係る交付要求の効力等について定めることとした。（第四二条の四関係）

5　この政令は、一部の規定を除き、平成三一年一月一日から施行することとした。

◇**外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第一四四号）（財務省）

1　国内事業所等とされる長期建設工事現場等について、二以上に分割して契約された場合における期間要件の判定方法を定めることとした。（第四条関係）

2　この政令は、平成三一年一月一日から施行することとした。

◇**租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令**（政令第一四五号）（財務省）

一　租税特別措置法施行令の一部改正関係

1　個人所得課税

㈠　居住者が氏名又は住所の変更に係る特定寄附信託異動申告書を提出する際に提示しなければならない本人確認書類の範囲に、その者の変更前の氏名又は住所及び変更後の氏名又は住所を証する住民票の写し等を加えることとした。（租税特別措置法施行令第二条の三五関係）

㈡　上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例について、支払の取扱者が交付をする上場株式等の配当等の金額に加算する金額の計算、当該上場株式等の配当等に係る所得税の額から控除する外国所得税又は外国法人税等の額の計算、当該支払の取扱者が行う当該上場株式等の配当等の交付を受ける者に対する控除外国所得税相当額等その他の事項の通知等の細目を定めることとした。（租税特別措置法施行令第四条の六の二関係）

㈢　農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除制度の特例について、適用対象に農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用される農地の上に存する農作物の栽培に関する権利を加えるとともに、適用対象から独立行政法人農業者年金基金に対して一定の農地等を譲渡した場合を除外することとした。（租税特別措置法施行令第二二条の九関係）

㈣　特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例について、買換資産が建築後使用されたことのある家屋で耐火建築物以外のものである場合の要件に、その取得の日以前二五年以内に建築されたものであること又はその取得期限までに地震に対する安全性に係る規定若しくはこれに準ずる基準に適合することのいずれかを満たすことを加えることとした。（租税特別措置法施行令第二四条の二関係）

㈤　特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例について、次の措置を講ずることとした。（租税特別措置法施行令第二五条の一〇の二関係）

(1)　特定口座に受け入れることができる上場株式等の範囲に、居住者等が取得した特定譲渡制限付株式等で、特定口座（当該特定譲渡制限付株式等がその取得の日から引き続き当該居住者等の特定口座を開設する金融商品取引業者等の営業所に開設されている特定口座以外の口座で管理されている場合における当該特定口座に限る。）への受入れを、その譲渡についての制限が解除された時にその制限が解除された特定譲渡制限付株式等の全てについて、当該特定口座以外の口座から当該特定口座への振替の方法により行うものを加える。

(2)　居住者等が開設する特定口座に係る特定口座内保管上場株式等を発行した法人は、分割型分割、株式分配又は払戻し等を行った場合には、当該特定口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に対し、特定口座内保管上場株式等の取得価額の計算に必要な情報を通知しなければならない。

㈥　居住者等が氏名又は住所の変更に係る特定口座異動届出書、非課税口座異動届出書又は未成年者口座異動届出書を提出する際に提示しなければならない本人確認書類の範囲に、その者の変更前の氏名又は住所及び変更後の氏名又は住所を証する住民票の写し等を加えることとした。（租税特別措置法施行令第二五条の一〇の四、第二五条の一三の二及び第二五条の一三の八関係）

㈦　非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税措置について、次の措置を講ずることとした。（租税特別措置法施行令第二五条の一三関係）

(1)　非課税適用確認書等の添付を要しない非課税口座簡易開設届出書を提出して非課税口座を開設する場合の手続の細目を定める。

(2)　非課税口座内上場株式等は、非課税期間終了の日に非課税口座が開設されている金融商品取引業者等に開設されている特定口座がある場合には、他の年分の非課税管理勘定等に移管されるもの及び特定口座以外の他の保管口座に移管することを依頼する旨の書類に記載されたものを除き、当該特定口座に移管されるものとする。

㈧　未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税措置について、未成年者口座内上場株式等は、非課税期間終了の日に未成年者口座が開設されている金融商品取引業者等に開設されている特定口座がある場合には、他の年分の非課税管理勘定等に移管されるもの及び特定口座以外の他の保管口座に移管することを依頼する旨の書類に記載されたものを除き、当該特定口座に移管されることとした。（租税特別措置法施行令第二五条の一三の八関係）

㈨　公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税措置について、次の措置を講ずることとした。（租税特別措置法施行令第二五条の一七関係）

(1)　非課税承認要件の特例の対象となる地方独立行政法人の範囲に、申請等関係事務を主たる目的とする地方独立行政法人並びに介護医療院の設置及び管理の業務を主たる目的とする地方独立行政法人を加える。